

大学の外国語教育考

— 史的回顧と現状 —

田 中 慎 也

1 国家と言語政策

一般に国家が言語選択や特定言語の普及推進にかかわる場合3つのケースが考えられる。第一は国家語（国語）、公用語、教育用語、裁判用語等の特定及び普及であり、第二は外国語教育に於ける特定外国語の選定及び教育、そして第三は自国語の外国人に対する普及政策である。

第一の場合、近代世界の諸国において国家を体現する言語（国家語）の普及・拡大に腐心しなかった国はなかったといえよう。日本においても明治4年に文部省がおこなった「語彙」の編集から始まって、明治33年の改正小学校令における「国語」科の設置、また明治34年の高等師範学校での「尋常小学校国語科実施要領」の定めで、「国語教授ニ用フル言葉ハ主トシテ東京ノ中流以上ニ行ハレ居ル正シキ発音及ビ語法ニ従フモノトス」となり、国民教育で指導されるべき、「国語・国字・標準語」の意識がはっきりと打ち出されている。¹⁾ 外国の例としてはフランスをあげることができよう。1527年のフランソワ1世のヴィ・コトレ法令発布以後、パリを中心とする北フランスのことばを、全国民共通のことばにしようとして、強力な言語政策を推進し、プロヴァンサル語や、ブルトン語、バスク語や、アルザスのドイツ語のようなものを、公式の場や教育の場から、罰則つきで追放してきたことがあげられる。²⁾

また、公用語、教育用語、裁判用語についての問題は、世界のさまざまな多民族国家や少数民族を含む国家に於ける法による言語の地位規定を生み出している。³⁾

第二の問題は、それぞれの国の政治的・経済的発達度や社会的統一度と外国語教育に対する国家の態度との関係や、国内の言語事情によってさまざまな形をとってあらわれる。⁴⁾

また、第三の例としては、戦前・戦中のアジアの近隣諸国への日本語普及政策があげられる。

本稿ではこの第二の問題として、日本の大学に於ける特定外国語の選定及び教育の問題を、泉論文の史的回顧をまじえつつ、その現状について若干考察してみたいと思う。

2 明治期の外国語選定制とその背景

明治期の東京大学での外国語の種類選択がどのようなものであったかについて、泉敏夫は概略以下のようにまとめている。⁵⁾

(1) 1874年（明治7年）東京開成学校（東京大学の前身）では、普通科1～3年まで英語を履修。法学・化学・工学の各専門学科（2ケ年）では仏語を履修。

(2) 1877年（明治10年）東京大学誕生。

法学部 第一年 英語及び仏語
 第二年及び三年 仏語
理学部 英語必修，仏語または独語
文学部 英語・仏語・独語選択

- (3) 1881年（明治14年）9月，法学部，理学部で独語兼修が定められる。
- (4) 1886年（明治19年）文科大学第一学年では英語，独語のみとなる。
- (5) 1887年（明治20年）の改正においては英語は和文・漢文学を除く，哲，史，英文，独文の各学科必修。（和文・漢文学科は英語または独語選択必修可能）独語は英語と同じ比重で各学科に科せられた。仏語は英文学・独文学科に設けられているのみであった。
- (6) 1899年（明治32年）文科大学では外国語（英語・独語・仏語）を二科目修学するよう定められた。この改正によって仏語も選択科目として加えられたが，高等学校における第二外国語の設置状況からみて大学での仏語選択者は極めて少数であった。

このことから泉は，英語は明治初年より消長なく重要視され，第一外国語としての位置を保持したが，独語は明治10年代中頃より各分野に必修外国語として設置されはじめ，文科，理科に広くゆきわたっていったのに対し，仏語は明治初年は英語とならんで重視されたが，明治10年代より諸学校の学科課程よりはずされ，後には文学・芸術と一部の法律の分野にその必要性が認められたにとどまったとし，このような大学での外国語教育制度の特色は終戦まで変わることはなかったと述べている。

そして，明治初年から明治10年代の半ばまでの仏語重視の政策から，その後の独語重視政策転換の大きな理由として，〈忠愛恭順〉な民衆を育てる妨げとなる仏語・仏政・仏思想⁶⁾を忌み嫌ったプロシヤ派の中心，井上毅，加藤弘之等の影響大なるものがあつたことをあげている。すなわち外国語を海外進出のための一種の武器と見なし，国威顕揚の手段と考えていた明治の為政者は，外国語教育の機能が単に知識の伝達にとどまらず，人々の思想，人格形成に関わっていることを見抜き，それが為に外国語の種類選択を，近代日本の国家体制，統治形態⁷⁾の在り方にそつた形で実施していたのである。これは第二次大戦中の中等教育の外国語教育政策等も考え合わせる時，明治以来一貫して，その時々に対応に目を奪われがちだつた日本の外国語教育政策の特色であり，今日に於いてもその基本的な施策姿勢——日本から世界を見る——は変わっておらず，従つて過去の単なる歴史的所産として看過することは出来ないように思われる。

3 新制大学と外国語科目

新制大学では，旧制の学校の科目制，学年制に代えて，単位制が採用された。そして，昭和22年12月の「大学基準」によつて「外国語」は人文科学関係の一般教養科目の一つとされ，どの外国語を開設するかは各大学にまかされた。昭和25年7月の改正により外国語は一般教養科目⁸⁾からはずされ，補助科目として分立された。その設け方については以下のように解説されている。⁹⁾

補助科目としての外国語の設け方 今回の改正で最も重要な点の一つは、外国語を一般教養科目の人文科学系列の枠から排除し、一般教養科目とは別個に、補助科目として分立させたところにあると言えよう。

成程外国語は、或る意味に於て一般教養的要素が相当含まれているとも言えるが、他面外国語設置の本来の目的からすれば、読み、書き、話すことを主眼とし、文学とねらいどころを異にするものであり、殊に初歩の語学の如きは全くドリルに終止すると言って差し支えなく、一般教養的要素よりはむしろ一般教育並に専門教育の両者にとって多分に道具的役割を演じ、準備的補助科目的性格を帯びているものと言わざるを得ない。加之、在来の基準のように、外国語を一般教養科目として、人文科学系列に付属させて置くと、大学によっては、外国語二科目履修させれば、他の人文科学に属する科目を僅かあと一科目履修させても、形式的には基準に合致することになり、これではわれわれの待望する一般教育の精神たる三系列間の実質的均衡を破り、その本来の趣旨を没却することにもなるので、一般教育研究委員会に於ても慎重審議の結果、外国語を一般教養科目の枠からはずし、補助的準備的科目として分立させることにした訳である。

苟も大学たる以上、近代外国語中、最低二科目位は、いずれの大学でも必ず設置する必要もあらうし、且つまた設置する以上、一科目少くとも八単位程度履修させなければ役に立たないと思われるので、本文のように「大学は一般教養科目の外に、二つ以上の外国語について、夫々八単位以上の授業を必ず用意しなければならない」と規定したのである。

しかもこの場合、語学の単位算出基準としては、演習形式に則り、二時間の演習に対して一時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週二時間十五週の授業を以て一単位とするのが妥当であらう。

勿論われわれにとり外国語の履修は頗る困難であり、大学によっては一科目十二単位或はそれ以上を履修させて居るところもあるが、これを一、二年に配当せず、更に高学年にまで拡張して配当すれば、必ずしも不可とは言えない。しかしかように単位のみを徒らに増すと、卒業所要単位百二十に盛り込むことに困難を来たすのみならず、学生の負担過重を招来する恐れもあるから、大学当局者は教授法の改善その他によって授業の効率化に一段の創意工夫をこらし、所期の目的を達成するように努力することが大切であらう。殊に内容の充実した大学ならば、外国語の授業科目は頗る多岐に亙り、各種の近代外国語は勿論、幾つかの古典語も設置する必要がある、相当多数の科目になるであらうが、学生に選択の幅を持たせる趣旨から言って、これは洵に望ましいことと言わなければならない。

そして、昭和31年10月制定の大学設置基準（文部省令第28号）においても補助科目としての「外国語科目」観は変更されなかった。

18年前の新制大学（国・公立大学のみ）での外国語教育の実態例として「教養課程における外国語教育に関する実情調査報告書」（国立大学教養課程に関する特別委員会 昭和47年11月）の

10)
資料を見ると、外国語担当教官の員数についての項では、

1. 外国語担当教官（専任）全員 1,210 名の中、最も人数が多いのは、英語（604 名、外国語教官全体の（49.8%））であり、以下多い順序に列記するとドイツ語（431 名、35.6%）、フランス語（117 名、9.7%）、ロシア語（31 名、2.6%）、中国語（18 名、1.5%）、スペイン語（5 名、0.4%）、その他（4 名、0.4%）ということになる。
2. この中、英独仏の 3 外国語担当教官が全体の実に 95.1% を占めており、特定のこの 3 外国語に担当教官が偏在していることが示されている。

特に入学定員のすくない大学になるほどこの傾向は著しくなり、B、C 大学群では英・独・仏語以外の担当者は、外国語全教官の 3.4% にすぎず、外国語教官の過半数が英語担当者によって占められている場合が多い。

また近隣のアジア諸国の外国語担当教官は中国語担当者を除いては皆無である。

現在の教員の専攻別からみると、多種多様な外国語を教育しうる態勢から甚だ遠いといわざるをえない。

（注）各大学よりの回答（昭和 46 年 4 月 20 日現在調査）を入学定員数に応じて下記の A・B・C の 3 グループに分けて集計した。

		入学定員総数	
A = 入学定員	1,501 以上の	10 大学	(21,006)
B = 入学定員	1,001 以上～1,500 までの	15 大学	(18,660)
C = 入学定員	1,000 以下の	45 大学	(25,999)
合 計	70 大学	(65,665)
無 回 答	5 大学	(2,447)

のように報告されており、英・独・仏の 3 ヶ国語のかたよりと、近隣のアジア諸国の外国語教育のたりなさが指摘されている。

これを開講している外国語の種類別にくわしく見たのが次の表である。

	英 語	独 語	仏 語	露 語	中 国 語	スペイン語	ラテン語	ギリシャ語	イタリ ア 語
A	10 (100%)	10 (100%)	10 (100%)	10 (100%)	7 (70%)	2 (20%)	5 (50%)	4 (40%)	0
B	15 (100%)	15 (100%)	15 (100%)	10 (66%)	7 (46%)	1 (7%)	4 (28%)	1 (7%)	0
C	45 (100%)	45 (100%)	38 (84%)	22 (49%)	19 (42%)	5 (11%)	3 (7%)	1 (2%)	4 (9%)
A+B +C	70 (100%)	70 (100%)	63 (90%)	42 (60%)	33 (47%)	8 (11%)	12 (17%)	6 (9%)	4 (6%)

そして、結論として、

1. 開講している外国語の種類については、英・独がすべての大学、次いで仏・露・中・羅・西・希・伊の順で、全体の90%より6%までに漸減している。また必修外国語となりうる外国語の種類については、英・独が全部、次いで仏・露・中・西の順になっている。この調査で判明した重要な問題点は、近隣のアジア諸国の言語は中国語を除いては全く開講されていないという事実である。これら諸国において、自国語のみに頼る度合いが高まりつつある現況にかんがみて、現状の再検討が必要であろう。
2. 必修外国語の種類と数については、入学定員1,000名以下の大学中の7%を除くすべての大学で2ヶ国語が必修とされ、そのうち過半数が英語を必修に指定していることが判明した。

と報告されている。

このように大学の外国語教育が依然として英・独・仏の3ヶ国語にかたよっている現実があり、これは明治以来の欧米先進文明を取り入れることにほとんど唯一の主眼を置いてきた近代日本のたどった特異な歴史の残照を読み取ることが出来る¹¹⁾といえよう。

しかしながら16年後の1988年5月の日本独文学会「ドイツ語教育現状調査(アンケート)」結果報告によると、調査対象49大学(国・公立28校、私立21校)、延206学部¹²⁾に於ける第二外国語履修率(1・2年平均)は、独語57%、仏語23%、中国語16%、露語8%となっている。

開設率と履修率の違いがあり比較としては正確さを欠くが、ここでもやはり英>独>仏の伝統は脈打っている。ただ変化の徴候として、仏語履修者>独語履修者、中国語履修者>独語履修者¹³⁾というような事実をとらえることが出来るのではなかろうか。日本独文学会の資料によると、

第2外国語履修者についてドイツ語が最大でない大学・学部(総計27大学)

フランス語履修者>ドイツ語履修者(地域別比較)

23大学・14学部でフランス語履修者がドイツ語履修者を上回る。

- 地域別
- A. (北海道, 東北) 306 (経済), 404 (教育, 人社)
 - B. (関東) 110 (外), 203 (美), 301 (外), 403 (法, 社), 405 (文), 501 (文), 603 (法, 文), 605 (法, 文, 経, 商)
 - C. (東海) 401 (商), 504 (人文), 804 (文)
 - D. (関西) 105 (外), 303 (文, 家政), 406 (法, 文, 農), 401 (法, 経済, 経営), 601 (文), 604 (文, 商, 社), 701 (法, 社, 経, 商, 文), 702 (文, 教育, 経), 805 (文, 生活)
 - E. (九州) 801 (商, 人文)

学部別	法	6	法文	1	学年別	1年次	5学部
	文	12	経済	6		2年次	10 "

商	5	経営	1	1・2年次	27	〃
外	3	人社	1	独仏同数	1	〃
美	1	人文	2			
社	3	生活	1			
農	1	教育	2			

13大学・9学部で中国語履修者がドイツ語履修者を上回る。

- 地域別 A. (北海道, 東北) 306 (経済, 工学), 404 (教育)
 B. (関東) 110 (外), 402 (経済), 405 (文)
 C. (東海, 北陸) 401 (商), 803 (経済), 804 (経済)
 D. (関西) 411 (商), 601 (法, 経済, 文, 商), 604 (法, 文, 経済, 商, 社)
 E. (九州, 四国) 408 (教育), 801 (法, 経済, 商, 人文)
- 学部別 外 1, 経済 9, 工 1, 商 6, 教 3, 法 4, 社 1, 人文 1,
 年次別 1年次 4学部; 2年次 5学部; 1・2年次 19学部

これは調査した大学の55.1%が仏語履修者>独語履修者, 26.5%が中国語履修者>独語履修者の学部を一つ以上持っていることになる。

また日本フランス語フランス文学会「フランス語教育に関する調査集計報告書」1985によると, 仏語を開設していない大学は, 国立12.0%, 公立17.1%, 私立23.1% (注: 調査大学学部1114学部) となっている。そして, 選択必修の組み合わせでは<英・独・仏>10.2%, <独・仏>19.3%, <独・仏・中>12.1%, その他32.8%等となっており, 私立大学で<独・仏・中>の選択が多いこと, またその他にスペイン語, ロシア語を選択に入れる学部もかなりあり, 科目の取り方が予想よりも多様であったと報告されている。全体として仏語の履修率は独語に比べ少し低いが, ここにも選択の多様化を見ることが出来る。少しずつではあるが大学の外国語教育が英>独>仏というアンシャン・レジームからの解放を指向しはじめているように思われる。

4 結び——多様な外国語教育を目指して——

もともと新制大学は旧制大学と旧制高校との教育課程の一部分ずつを継ぎ合わせて発足した為, かつての旧制高校の2・3年生にあたる新制大学1・2年次に配当されている外国語時間数は, 旧制高校に比べると半減し,¹⁵⁾ しかも大学教育のカリキュラムでの位置付けがあいまいでその目的がはっきりしなかった。そのことが, その後の大学の外国語教育を「社会問題化」させ, それに加えて大学の「大衆化」や, 日本の「国際化」, 世界的な「情報化」時代の到来が外国語教育の改革, 改善の要望を一層大きくしたことは周知の事実である。

臨時教育審議会の第二次答申(1985年4月)および第三次答申(1986年4月)には, 「大学

における外国語教育は、実力能力の涵養、外国語学習を通じての異文化の理解や古典講読による教養の深化にその意義がある。英語については、とくにその実践的側面を充実し、強化しなければならない」と外国語教育における二つの目的を併記した上で、「これからの国際化の進展を考えると、日本にとって、これまでのような受信専用でなく、自らの立場をはっきりと主張し、意思を伝達し、相互理解を深める必要性が一層強まっている。その手段としての外国語、とくに英語教育の重要性はますます高まってくるものと考えられる」と述べている。これは英語の国際共通語としての大きな力を考えれば当然とも言えようが、今後日本の国際的視野をよりいっそう拡大してゆくためには、国連の公用語である、英語、仏語、露語、中国語、スペイン語、アラビア語、ECの公用語である、独語、伊語、デンマーク語、ギリシャ語、オランダ語等、また我々に最も近い諸国の言語、韓国、朝鮮語、中国語、東南アジア諸国語、等々を大学教育の中に取り入れながら、外国語教育の多様化を図っていくことが必要であろう。英語偏重の外国語教育は英語を通じての文化・価値観の理解・摂取が中心となり、国際社会の多様性に対して単眼的になる危険性をはらんでいるように思われる。制度、財源、人材、等々種々の問題はあろうが、多様な外国語教育を目指すことが、21世紀に生きられる大学の外国語教育の姿ではなからうか。

注

1. 塩田紀和『日本の言語政策の研究』くろしお出版 1973 pp. 129～130.
2. 前掲書 p. 28. その他フランス語の言語政策については
田中克彦『ことばと国家』岩波新書 1981 p. 78以下
天野知恵子「ことば・革命・民衆——フランス革命下におけるグレゴワールのアンケート調査分析——」（『社会史研究』6号, 1985年8月）
原 聖「ブルトン語の抑圧と擁護——フランス第三共和制期の公教育体制と少数派言語運動——」（『思想』697号, 1982年7月）
等々参照。
3. 拙稿「各国憲法に見られる言語に関する規定の様態」（『東京女学館短期大学紀要』第三輯）1980年2月
4. 垣田直巳編『英語教育学ハンドブック』大修館 1979 pp. 12～23.
5. 泉 敏夫「近代日本の高等教育における外国語教育の問題について」（関西大学一般教育センター報第5号）1981年3月 pp. 65～66.
6. 前掲論文 p. 66以下
7. 拙稿「日本の英語教育政策とナショナリズム」（『東京女学館短期大学紀要』第九輯）1986年2月
8. 大学基準協会編（「大学基準」及びその解説）昭和25年7月 p. 3.
9. 前掲書 p. 17.
10. 国立大学協会教養課程に関する特別委員会「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保

- 健体育に関する実情調査報告所」昭和47年11月 p. 45 pp. 47～48 p. 66参照
11. 大学セミナーハウス編「大学は変わる」1989年7月 pp. 202～203.
 12. 日本独文学会「特別シンポジウム資料」1988年5月 pp. 5～7
 13. 前掲資料 p. 18.
 14. 日本フランス語フランス文学会「フランス語教育に関する調査集計報告書」1985 pp.7～9
 15. 児玉久雄「高特教育での外国人英語教師—旧制高校から国際化時代の新制大学まで—」
(『学習院大学言語共同研究所紀要』第11号) 1988 pp. 93～94.